

芳賀中部上水道企業団指定給水装置工事事業者
指定更新時における確認事項

記入例

郵便番号、住所 〒321-3304
芳賀町大字祖母井 1703 番地
名称 株式会社 はがすい設備工業 ^印
代表者氏名 代表取締役 芳賀水 太郎
電話番号 028-677-1661
FAX 番号 028-677-3789

指定申請書と同様の押印
法人：代表者印
個人：申請者印

① 指定給水装置工事事業者の業務内容 (公表：可・不可)

休業日、営業時間等 (公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可)	
休業日：日・祝日 GW,お盆,年末年始に連休あり	
営業時間：9時～17時	
修繕対応時間：9時～17時 (17時以降は要相談)	
漏水等修繕対応の可否：該当部に○をつけてください。(公表：可・ <input checked="" type="radio"/> 不可)	
屋内給水装置の修繕：	<input checked="" type="radio"/> 可 不可
埋設部の修繕：	<input checked="" type="radio"/> 可 不可
その他修繕：	() ※可能なものがあれば記入
対応工事種別 (新設・改造 等)：該当部に○をつけて下さい (公表： <input checked="" type="radio"/> 可・不可)	
配水管からの分岐 ～ 水道メーター	(<input checked="" type="radio"/> 新設 <input type="radio"/> 改造)
水道メーター ～ 宅内給水装置	(<input checked="" type="radio"/> 新設 <input checked="" type="radio"/> 改造)
その他：緊急連絡先等 (公表：可・ <input checked="" type="radio"/> 不可)	
緊急連絡先	090-0000-0000 (代表者携帯)

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出るようお願いします。

② 過去5年以内の給水装置工事主任技術者等の研修会の受講実績 (公表： 可 ・ **不可**)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

4 給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施工技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

受講者名 (公表対象外)	研修会名及び実施団体	受講年月日
芳賀水 太郎	給水工事技術振興財団 e-ラーニング	令和2年〇月〇日
芳賀水 次郎	自社内研修 分水工事に関する実務研修	令和元年〇月〇日
	自社内研修の場合は、内容を記載すること	
<p>※給水装置主任技術者等の研修について、研修に含まれるべき事項は以下のとおりです。 給水装置工事主任技術者等の技術力の確保に資する内容であること</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 水道法（給水装置工事関連） <ul style="list-style-type: none"> ・給水装置工事主任技術者の職務と役割 ・給水装置の構造及び材質 ② 給水装置及び給水装置工事法に関する最新の技術情報 ③ 給水装置の事故事例と対策技術 ④ 給水装置の維持管理（故障・異常の原因と修繕工事法） 		

- ・外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。
- ・自社内研修については、研修内容を記載してください。
- ・受講者名は、公表の対象ではありません。
- ・行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

③ 過去1年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を
 有する者の状況 (公表: 可・不可)

水道法施行規則 第36条

法第25条の8に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。(以下抜粋)

2 配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせるおそれがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当工事を施行しない場合はチェック欄にレ点

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない
 (該当する場合は□にチェックを入れてください。以下の記入は不要となります。)

※過去1年以内の工事実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

技能を有する者の氏名 (公表対象外)	配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有しているか (○×を記入)	資格等を有しているか(○×を記入)		工事年度
			保有している資格等※	
芳賀水 太郎	○	○	配管技能講習会修了者	R3
芳賀水 次郎	○	×		R2
		資格を証明する書類(資格証等)の写しを添付 資格を有していなくても、経験があれば記載する		

※公表には、ホームページ等への掲載を含みます。

※技能を有する者の氏名は、公表の対象ではありません。

※以下に示す保有資格等(下線部)を記載し、併せて証明する書類(資格証等)の写しを添付してください。

- ① 水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工
(配管技能者、その他類似の名称のものを含む)
- ② 職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第44条に規定する配管技能士
- ③ 職業能力開発促進法第24条に規定する都道府県の認定を受けた職業訓練校の配管科の課程修了者
- ④ 公益財団法人給水工事技術振興財団が実施する配管技能の習得に係る講習の課程修了者
(配管技能者講習会修了者、配管技能検定会合格者、配管技能者認定)

※資格を有していなくても、経験を有していれば記入してください。

※配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しない場合は、任意の記載となります。

※行数が足りない場合は、必要に応じてコピー等してください。

